

いわゆるベビーシッター (認可外の居宅訪問型保育事業者) について

平成31年2月14日

厚生労働省

いわゆるベビーシッター（認可外の居宅訪問型保育事業者）に係るこれまでの検討について

- 平成26年3月 ベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見される事件（平成30年9月に最高裁で懲役26年の判決が確定）
- 同月 厚生労働省ホームページに「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を掲載（子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者に当該留意点の掲載を依頼）
- 平成26年7月 社会保障審議会 児童部会 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会設置（同年8月～11月まで、計4回開催）
- 平成26年11月 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ
- 平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の施行により、居宅訪問型保育事業を含む地域型保育事業が児童福祉法上位置づけられたことを受け、6人以上の児童を預かるベビーシッター事業者が認可外保育施設として届出の対象に
- 平成27年12月 児童福祉法施行規則（省令）改正、指導監督基準（通知）改正（平成28年4月施行）
 - ・ 認可外保育施設・ベビーシッター事業者に対する届出対象を拡大（1日当たり1人以上5人以下の乳幼児を保育する事業者を対象）
 - ・ 1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設・事業者研修受講状況の届出義務
- 平成29年11月 施設で発生した事故についての報告義務を規定（省令改正）



今般、10月からの無償化を契機に、認可外保育施設の更なる質の確保・向上を図っていくことが重要。

（参考）

「真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議～幼児教育・保育の無償化に当たって～」（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保質確保・向上等

P D C Aサイクルを活用した国と地方の協議については、年内に協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に検討すること。

「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について（意見）」（平成31年1月23日全国市長会 社会文教委員会、子ども・子育て検討会議）（抜粋）

1 認可外保育施設等における質の確保・向上について

（2）待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する子どもに配慮し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設等を無償化の対象とする経過措置を設ける場合であっても、最大限、子どもたちの安全が確保される方策について検討し、対応を図ること。

（3）児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督が実効性をもって徹底されるよう必要かつ十分な支援を行うこと。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）

- 平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生。
- 保護者は、日常的な保育所の利用に加えて、休日や夜間などの一時的な預かりを必要としていた。
- インターネット上のマッチングサイトで、子どもの預かりサービスに、従事する者の氏名、預かり場所、資格の状況などの重要な情報を利用者が正確に知り得る形になっていない等の問題点があった。
- このような事件が二度と繰り返されないようにするため、実態を把握するとともに、利用者の視点で対策を検討することとした。

実態調査の結果

○自治体

- ・ 法令上、届出の対象外となっている1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。

○事業者

- ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の研修が多い。等

○マッチングサイト

- ・ マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。等

○情報提供

- ・ 利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者への確に伝わっていないことが課題。

利用者の視点

【主な方向性】

届出制等の対象範囲の在り方の検討

（対応方針）

- ・ 親しい知人、隣人などの一部の例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の認可外保育施設及び事業を届出義務の対象とする。

指導監督指針及び指導監督基準の在り方等の検討

（対応方針）

- ・ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及び事業の保育者に対して研修の受講を促す
- ・ 個人の認可外の訪問型保育事業に対して、必要がある場合に指導を行う等を新たな基準に追加する。

マッチングサイトへの対応の在り方の検討

（対応方針）

- ・ 厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、ガイドラインを保育者、利用者へ注意喚起する。

情報提供等の在り方の検討

（対応方針）

- ・ 各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。

社会保障審議会児童部会の下に、専門委員会を設置し、検討

※平成26年11月19日
とりまとめ

（１）届出制等の対象範囲の在り方について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県知事等への届出義務を課す。

※届出をした施設は、毎年1回、運営状況報告の義務

事業所内保育施設等、従来より届出対象外とされてきているものに加え、届出対象の拡大に伴い、以下を届出対象外として追加。

- ・施設の設置者と利用者との間に保育を利用する以前から長期にわたる安定的な信頼関係が構築されていると客観的に判断される場合

（２）指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

指導監督指針又は指導監督基準に、以下のア～オについて新たに追加する。

- ア 認可外の訪問型保育事業や、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育者に対して、研修の受講を促すこと
- イ 賠償責任保険への加入など、保育中の方が一の事故に備えること
- ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること
- エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること
- オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと

（３）マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、以下のア～キについて、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、厚生労働省が委託する業者がマッチングサイトのガイドライン遵守状況を調査する。

- ア マッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ること
- イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること
- ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること
- エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること
- オ 保育者が遵守すべき利用規約（事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等）を定めること
- カ マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること
- キ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること

（４）情報提供等の在り方について

- ・各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。
- ・乳児家庭全戸訪問事業などの機会に、子育て支援サービスを簡潔に記載したリーフレットで周知することなども有意義。

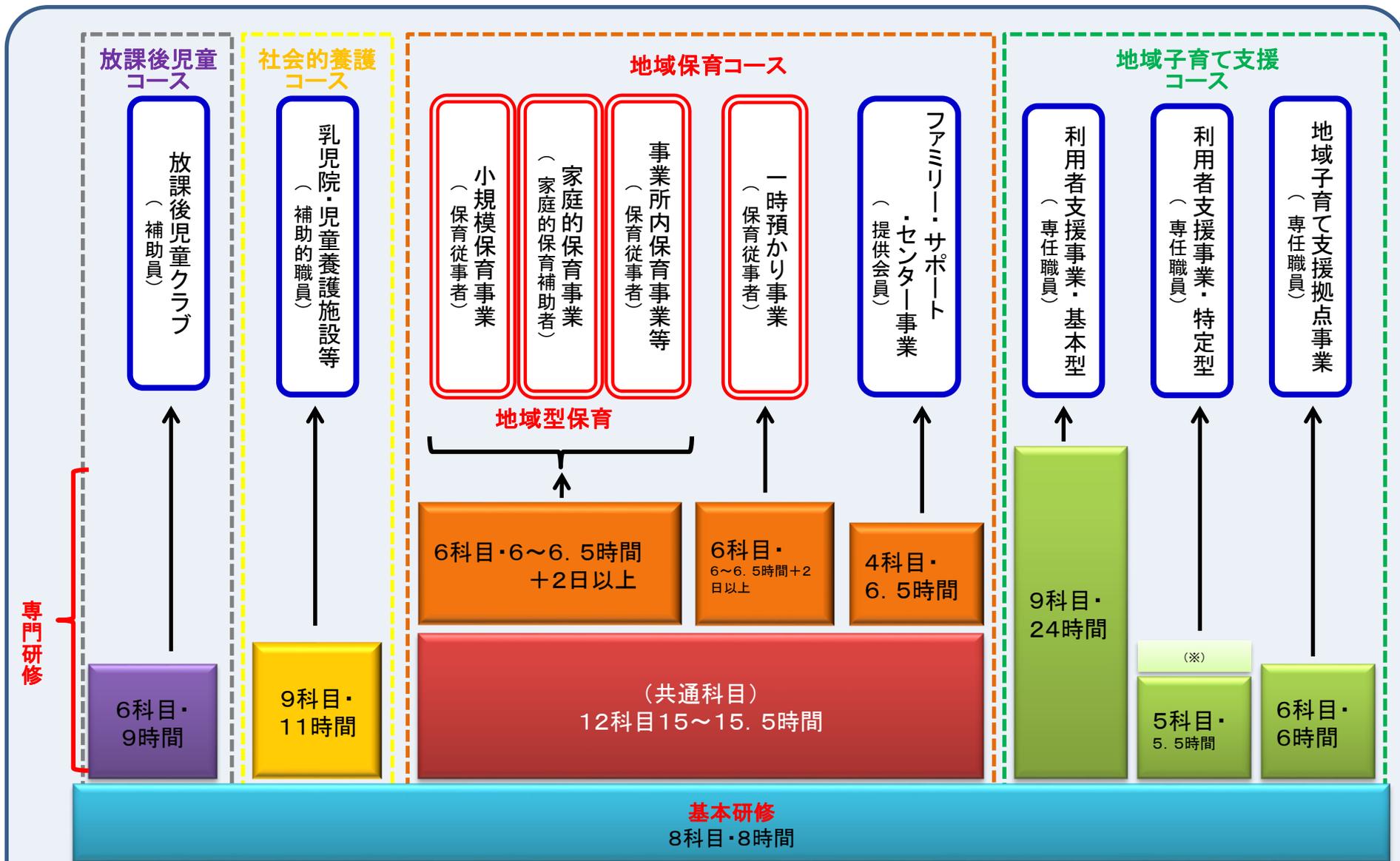
子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ (平成26年11月19日) についての対応①

とりまとめ	現状
<p>(1) 届出義務の拡大 5人以下の施設についても届出対象に</p>	<p>平成28年4月1日から、<u>5人以下の施設も届出対象</u></p>
<p>(2) 指導監督基準の在り方について ア 研修の受講を促すこと</p> <p>〔「認可外の訪問型保育事業の保育者の研修カリキュラムについては、公益社団法人全国保育サービス協会が実施している研修(略)を参考にすることが考えられる。」〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>研修受講の有無について、都道府県への届出・運営状況報告事項として位置付け。(省令改正)</u> ○<u>指導監督基準において、研修を受講することが望ましいこと、都道府県等は受講を促すことを規定。(通知改正)</u> ○<u>マッチングサイトの利用規約に定めることが適当な事項として、研修の受講状況を保護者に示すことを規定。(子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン)</u>
<p>イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>指導監督基準において、以下を規定。(通知改正)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。 ・<u>保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。</u> (「利用者への情報提供」の考え方として規定)
<p>ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること</p>	<p><「保護者との連絡等」の項目で、施設の児童の様子の連絡については従前より規定></p>
<p>エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>マッチングサイトの利用規約に定めることが適当な事項として、これらの事項を規定。(子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン)</u>
<p>オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと</p> <p>〔「個人の認可外の訪問型保育事業の保育者については、個人宅への調査となることから、立入調査に馴染まない。」〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>指導監督基準において、認可外の居宅訪問型保育事業については、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行う旨を規定。(通知改正)</u>

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ (平成26年11月19日) についての対応②

とりまとめ	現状
<p><u>(3) マatchingサイトへの対応の在り方について</u> ア Matchingサイトへの登録は、届出を行った者に限ること</p>	<p>○Matchingサイト運営者が遵守すべき事項としてMatchingサイトへの登録に関する事項や相談窓口の設置、トラブル解決窓口の設置、利用規約を定めること、個人情報管理について規定。(子どもの預かりサービスのMatchingサイトに係るガイドライン)</p> <p>○ガイドラインの遵守状況は、ガイドライン適合状況調査サイトで公表。(調査委託事業)</p>
<p>イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること</p>	
<p>ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること</p>	
<p>エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること</p>	
<p>オ 保育者が遵守すべき利用規約(事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等)を定めること</p>	
<p>カ Matchingサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること</p>	
<p>キ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること</p>	
<p><u>(4) 情報提供等の在り方について</u> ・ 地域の子育てサービス全体一覧の作成 ・ 認可外の居宅訪問型事業に関する、事業者名等の公表項目について、実効性のあるものとなるよう留意が必要</p>	<p>○認可外保育施設については、各都道府県でホームページ等に情報を公開。(公開している項目はそれぞれの都道府県が判断。)</p>

子育て支援員の研修体系について



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

認可外保育施設に係る資格・研修受講等の基準について

現行の 指導監督 基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外施設 (1日6人以上の乳幼児)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士又は看護師の配置が望ましい (通知) 		
研修受講	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、看護師又は家庭的保育者の配置が望ましい (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士又は看護師 1 / 3 以上 (通知)
資格・研修 受講等の 情報開示	<p>※ 施設・サービスの内容全般について、 書面による提示等がなされているか (通知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示 (省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示 (省令)
指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が必要と判断する場合に指導を行うこと (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り年1回以上行うよう努力すること (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回以上行うことを原則とする (通知)

施設→保護者への情報提供等

揭示事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 事業開始年月日
 - ・ 開所時間
 - ・ 保育サービスの内容及び利用料
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制（予定も含む）
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ 緊急時等における対応方法
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待防止のための措置に関する事項

保護者への書面交付事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 利用料
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 管理者の氏名及び住所
 - ・ 保育サービスの内容
 - ・ 入所定員
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ 苦情受付職員の氏名及び連絡先

施設→行政への届出等

届出事項・運営状況報告事項（年1回）

- 施設の名称及び所在地（※）
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地（※）
- 建物その他の設備の規模及び構造（※）
- 事業開始年月日
- 施設の管理者の氏名及び住所（※）
 - ・ 開所時間
 - ・ 保育サービスの内容及び利用料
 - ・ 保育している乳幼児数
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制
 - ・ ベビーシッター事業者については、研修受講状況
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ マatchingサイトURL

（※がついているものは、変更届事項）

注1：運営状況報告については、全て省令事項で、これに加えて、「その他の施設の管理及び運営に関する事項」も報告することとしている。

注2：届出事項については、都道府県は市町村に通知することとされている。

注3：運営状況報告については、都道府県は市町村に通知するとともに、公表することとされている。

（表記について）○：法律規定事項
・：省令規定事項

參考資料

認可外保育施設の定義

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第59条の2 **第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（…略…）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。**

○ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発177号 雇用均等・児童家庭局長通知）抄

（認可外保育施設指導監督の指針の対象となる施設（（留意事項2）教育を目的とする施設の取扱い）等）

- ・ 認可外保育施設に該当するかどうかの判断については、**各都道府県が乳幼児が保育されている実態があるか否かを当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断するものである。**
- ・ **少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。**
- ・ 認可外の居宅訪問事業（ベビーシッター）については、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、**他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも含め、本指針の対象となる。**

※ なお、認可外保育施設の指導監督の対象は、児童福祉法第59条に規定する認可外保育施設であり、**届出対象施設に限られない。**

※ また、認可外保育施設の把握に当たっては、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること、消防部局や衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員の活用も有効であることを示している。

認可外保育施設に関する届出・定期報告及び情報の連携

○児童福祉法では、認可外保育施設の届出や定期報告、情報の公表、市町村への通知等が規定されている。

届出

- 認可外保育施設を設置した者は、事業開始日から**1か月以内**に都道府県知事への**届出が必要**。届出事項の変更・事業の休廃止に関しても同様に1ヶ月以内に都道府県に届出が必要。
- 都道府県知事は、届出に関する事項を施設所在地の**市町村長に通知**すること。
(法59条の2第1項、2項、3項)

届出事項

○設置届出事項

⇒①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模及び構造 ④事業を開始した年月日 ⑤施設の管理者の氏名及び住所 ⑥その他厚生労働省令（施行規則第49条の3）で定める事項（開所時間、提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項等）

○変更届出事項、休廃止に伴う届出事項

⇒上記①②③⑤

事業所

定期報告

認可外保育施設を設置者は、毎年、施設の**運営状況**を都道府県知事に報告しなければならない。

(法第59条の2の5第1項)

報告事項

- ①施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ③建物その他の設備の規模及び構造
- ④施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤開所している時間
- ⑥提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ⑦乳幼児の人数
- ⑧入所定員
- ⑨職員配置及び勤務の体制等（施行規則第49条の7）

都道府県 (指定都市・中核市含む)

地域住民

公表

都道府県知事は、毎年、運営状況報告、報告徴収、立入調査等により、得た情報をとりまとめ、関係**市町村長に通知**するとともに、**公表**すること。
(法第59条の2の5第2項)

連携

通知

市町村

都道府県知事は、事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対して必要な協力を求めることができる。
(法第59条の2の6)

保育の実施主体

その他通知・公表事項

- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書に関する情報提供等
都道府県知事等は、指導監督指針第6に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、**市区町村等にも情報提供を行い**、市区町村等から一般へ情報提供が行われるよう求めること。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）より

認可外保育施設の届出・指導監督等について

- 認可外保育施設(※)には、事業所内保育施設、ベビーホテル、企業主導型保育施設などがあり、児童福祉法に基づき、都道府県等(都道府県、政令指定都市及び中核市)に対して、設置の届出、定期報告等が義務づけられている。

1 施設の把握

設置の届出
(法第59条の2)

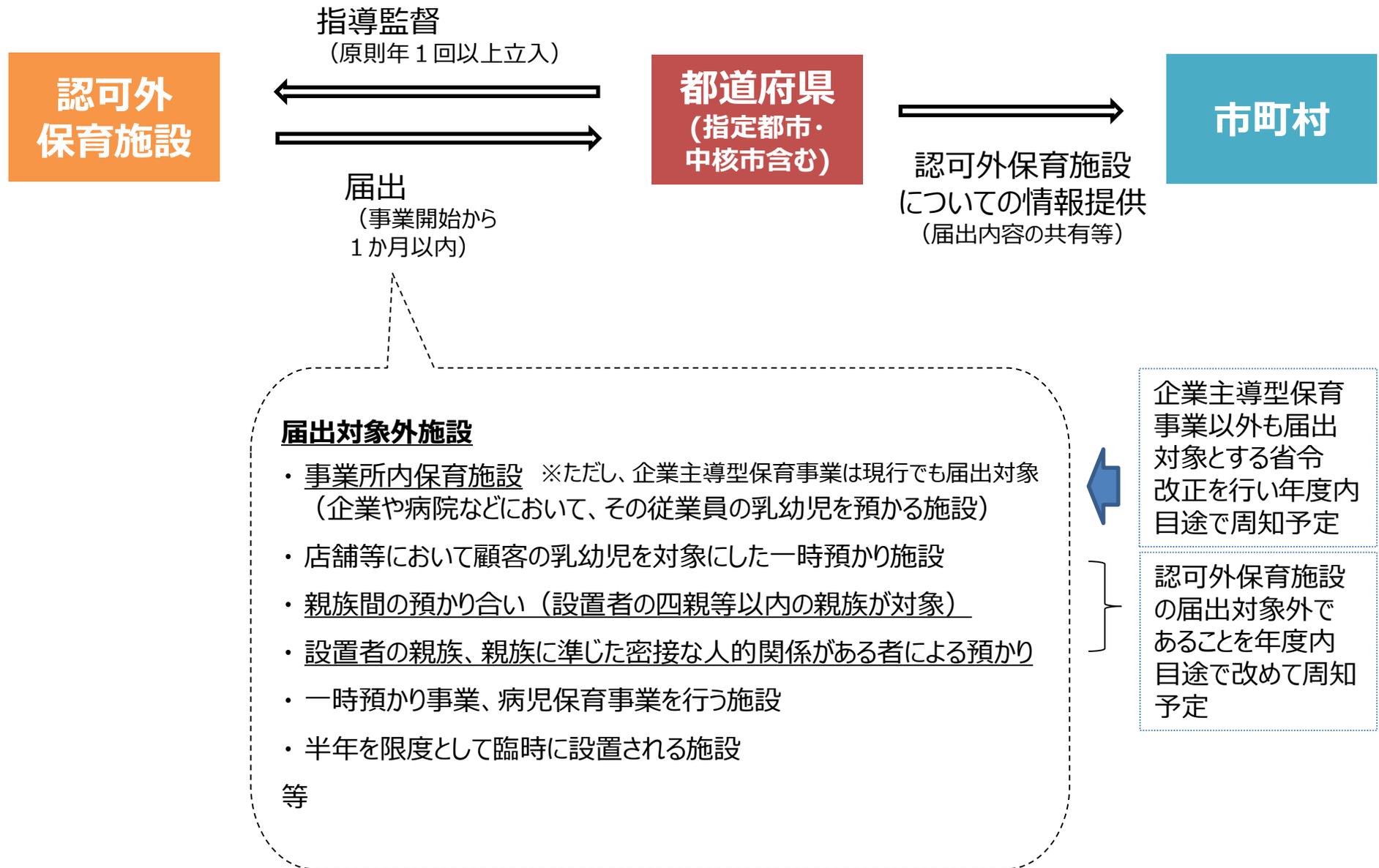
2 利用者への情報提供

- (1)事業者による利用者への情報提供
- ①施設の概要やサービス内容の提示義務
(法第59条の2の2)
 - ②利用者に対する契約内容等の説明
(法第59条の2の3)
 - ③利用者に対する契約書面の交付義務
(法第59条の2の4)
- (2)自治体による利用者への情報提供
(法第59条の2の5)
- ①事業者による都道府県知事等への運営状況の報告
 - ②都道府県等による公表及び市町村への情報提供

3 保育内容等の確認

指導監督(報告徴収・立入検査)
改善勧告
事業停止命令
等(法第59条)

(※)地方単独保育施設(自治体が関与し、一定の質の確保された保育サービスを提供している認可外保育施設)を含む。
例:認証保育所(東京都)、横浜保育室(横浜市)、川崎認定保育園(川崎市)



認可外保育施設の現状について

1. 届出施設数

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,412か所	963か所	903か所	4,638か所	7,916か所

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出施設①	1,412か所	963か所	4,638か所	7,013か所
立入実施施設②	1,035か所	433か所	3,303か所	4,771か所
実施率(②/①)	73%	45%	71%	68%

- ※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。
※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていることから、施設数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	1,035か所	433か所	3,303か所	4,771か所
基準適合施設④	454か所	305か所	1,950か所	2,709か所
基準適合率(④/③)	44%	70%	59%	57%

(出典：平成28年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

認可外保育施設の利用者数（年齢別）

（単位：人数）

	認可外保育施設				
		ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外 保育施設	ベビーシッター
3歳～5歳	94,571	10,429	23,154	60,075	913
0歳～2歳	130,757	14,953	47,620	66,921	1,263
合計	225,328	25,382	70,774	126,996	2,176

※ 平成29年3月31日時点（平成28年度認可外保育施設の現況取りまとめ）。なお、年齢不明の児童については、認可外保育施設における0歳～5歳児の割合にて按分している。

◎特定教育・保育施設等指導指針（抄）

- ※ 特定教育・保育施設等とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

3 指導形態等

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、市町村が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

(2) 実地指導

市町村は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

◎ 特定教育・保育施設等指導指針 (抄)

4 指導対象の選定

指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② ①の集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

- ① 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、地域の特定教育・保育施設等の内閣府令等の遵守状況、集団指導の状況、都道府県等が行う認可等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案して、各市町村が周辺市町村及び都道府県と相談しつつ検討する。
- ② その他特に市町村が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに「特定教育・保育施設監査指針」に定めるところにより監査を行うこととする。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

7 都道府県への情報提供

市町村は、都道府県等に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

家庭的保育事業における家庭的保育者の要件について

- 家庭的保育事業の家庭的保育者は、以下の市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了していることが必要となる。

対象	合計時間	子育て支援員専門研修（地域型保育コース（地域型保育））	家庭的保育者基礎研修	家庭的保育者認定研修
			一方のみ受講	
保育士	29～30時間 + 2日以上（実習）	29～30時間 + 2日以上（実習）	—	—
	21時間 + 2日以上（実習）	—	21時間 + 2日以上（実習）	
保育士以外 （看護師、幼稚園教諭、 1年以上の家庭的 保育経験者）	117～118時間 + 2日以上（実習）	29～30時間 + 2日以上（実習）	—	88時間
	109時間 + 2日以上（実習）	—	21時間 + 2日以上（実習）	
保育士以外 （上記除く）	117～118時間 + 22日以上（実習）	29～30時間 + 2日以上（実習）	—	88時間 + 20日（実習）
	109時間 + 22日以上（実習）	—	21時間 + 2日以上（実習）	

居宅訪問型保育事業における家庭的保育者の要件について

○ 居宅訪問型保育事業の家庭的保育者は、以下の市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了していることが必要となる。

対象	合計時間	居宅訪問型保育研修(基礎研修)	家庭的保育者等研修(認定研修)	居宅訪問型保育研修の実施体制が整うまでの代替措置
保育士	20時間 + 1～2日(演習)	20時間 + 1～2日(演習)	—	子育て支援員研修 29～30時間 +2日以上(実習)
保育士 以外	108時間 + 21～22日間(演習・実習)	20時間 + 1～2日(演習)	88時間 + 20日(実習)	家庭的保育者等研修(基礎研修) 21時間 +2日以上(実習)
				子育て支援員研修+家庭的保育者等研修(認定研修) 117～118時間 +4日以上(実習)
				家庭的保育者等研修 (基礎研修+認定研修) 109時間 +22日以上(演習・実習)

※ 障害児等に対する保育を提供する場合には、上記に加え、居宅訪問型保育研修(専門研修)(6.5時間+2日(演習))の受講が必要

※ 居宅訪問型研修の実施体制が整っていない場合の経過措置あり

○ 以下の者で、居宅訪問型研修の実施体制が整い次第速やかに研修を受講し、修了することとしているもの

- ・ 子育て支援員専門研修(地域保育コース(地域型保育))を修了した保育士
- ・ 家庭的保育者基礎研修(21時間+2日)を修了した保育士
- ・ 子育て支援員専門研修(地域保育コース(地域型保育))及び家庭的保育者認定研修を修了した者
- ・ 家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者
- ・ 上記と同等以上と認められる者